

東日本大震災から3年を経過した今、
あらためて防災について考えてみましょう。

町防災の考え方

『地域防災計画』

地域防災計画とは「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、国や県による防災計画と整合を図りつつ、各市町村がそれぞれの特徴を考慮しながら、地震や台風、大雨などの災害から住民の生命・身体・財産を守るため作成するものです。

(図1)

地域防災計画

小野町地域防災計画は、町や防災関係機関、そして町民・地域の事業所が連携し、平常時から災害に対する備えと災害発生時における適切な対応を定めています。また東日本大震災の教訓を踏まえた地震対策の強化や原子力災害対策、昨今のゲリラ豪雨のよくなる集中豪雨やそれに起因する土砂災害対策も記載されています。

この地域防災計画を基に、日頃からの備えや災害が発生した際の対応など決められます。

町民の皆さんには「自分の命は自らが守る」という防災の原点に立って、防災訓練への積極的な参加、避難所および避難路の確認、生活必需品などの備蓄や管理、救助活動などに協力するとともに、被害を軽減するため、日頃からの備えや自らが事前対策と被害の拡大防止に努めましょう。

平成26年度

小野町総合防災訓練

◆日時

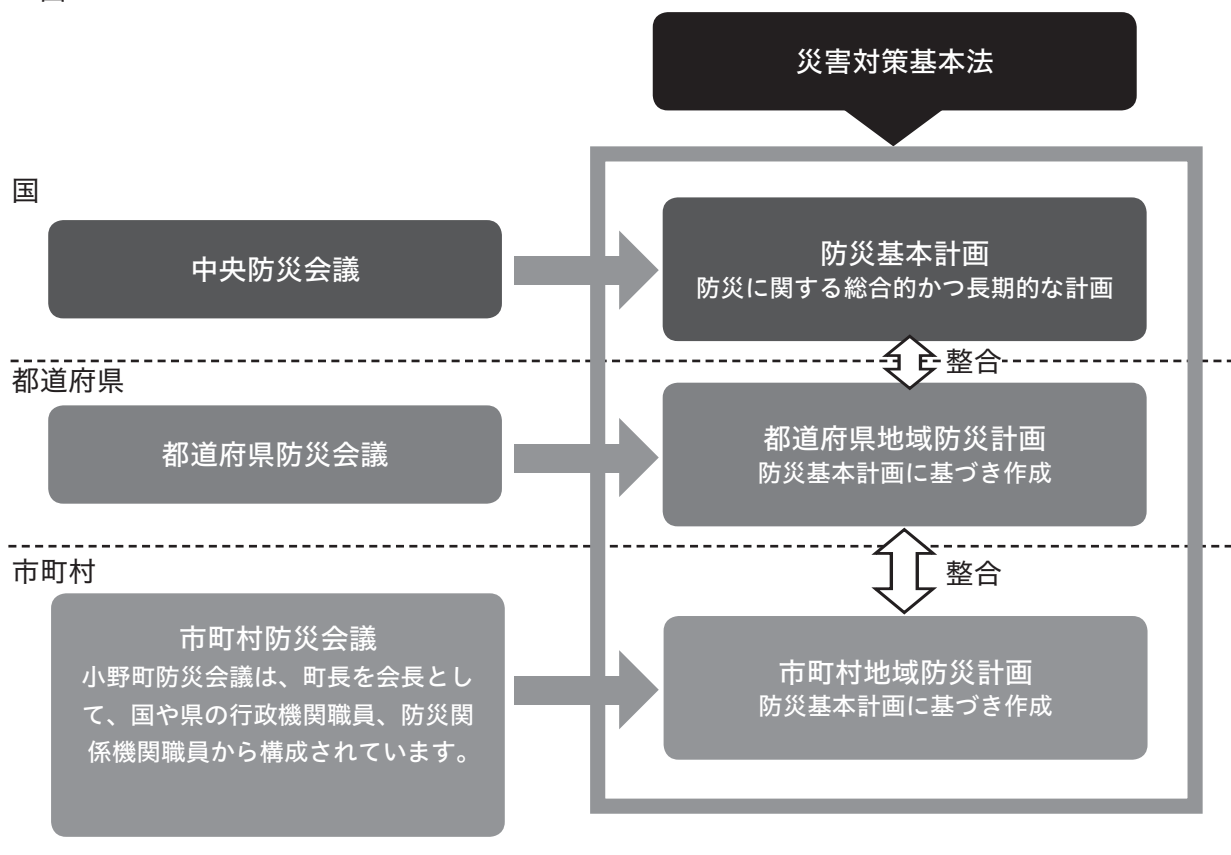
9月7日(日)

午前8時開始予定

◆場所

小野第二工業団地(大字塩庭字向永志田地内)

図1



防災を考える。

～ vol. 2 ～